

農林水産事務次官
渡 辺 好 明 殿

食品の安全性に関する
リスクコミュニケーションのあり方に関する提言

平成15年4月18日

(財)農林水産奨励会
農林水産政策情報センター

代表 大 河 原 太 一 郎

当農林水産政策情報センターにおいては、「畜産分野を中心とする食品のリスクコミュニケーションに関する調査研究」を実施し、リスクコミュニケーションをはじめとする食品のリスク問題について海外調査や消費者に対するアンケート、意見交換会を行ってきたところである。

今般、「食品安全委員会」(仮称)が設立される運びとなったことを踏まえ、当センターとしては、以上の調査研究の成果に基づき、食品のリスク問題に関し、次のように提言する。

1. 食品安全委員会(仮称)の発足に当たって

食品安全委員会(仮称)、厚生労働省、農林水産省等の関係省庁がリスク評価及びリスク管理に関する情報を常に共有することが重要であり、食品安全委員会発足後は、関係省庁、研究機関が参加する実質的で効果的に情報と意見を交換する場を作ることが求められる。

また、リスクコミュニケーションに当たっては、消費者、生産者、食品取扱い業者の意見を取り入れることが重要であるため、これらの者の代表が意見交換できる場を設置すること。

2. 危機管理マニュアルの整備について

米 国、カナダ、オーストラリア等では、危機管理マニュアル等を策定している。危機の発生を防止するための対策を講じることは当然として、不幸にして危機が発生した場合の対応措置を事前に策定しておくことは、経済的、社会的な被害を最小限にする上で不可欠である。わが国においても早急に危機管理マニュアルを策定し、公表すべきである。

その際、対応すべきハザードの種類によって責任部局や関係機関が異なること等から、ハザードごとに策定すること。

また、マニュアルは、実際にマニュアルを利用する立場の者の参加を得て策定し、ときどきマニュアルに基づいた利用・訓練を実施するとともに、定期的に更新すること。

3. 情報提供等について

1) 危機的状況においては、組織のトップや当該問題の責任者の発言が大きな影響力を持ち、その後の対策の立案にも影響を与えるため、マスメディア対応を充実させる必要がある。

その一環として、一定の職階以上に就任する者を対象として、出きるだけ早く、リスクコミュニケーションスキル向上のための訓練を実施すること。

2) マスメディアを通して消費者等に訴えるため、マスメディアとの関わりを一つの機会として捉え、積極的に対応すること。また、知らないこと、分らないことは率直に伝え、情報を早めに提供すること。

3) 情報を体系的に整備し提供する「ポータルサイト」が先進国で多く立ち上げられている。生産者、消費者、教育関係者、食品取扱い業者の立場に立って食品の安全性に関するポータルサイトの充実・強化を図るとともに、ポータルサイトには農林水産省以外の組織のホームページからも直接入れるよう、関係機関、消費者団体等との連携を強めること。

4) 毎年1月に実施される「食を考える月間」については、文部科学省、厚生労働省、食品安全委員会(仮称)をはじめ、生産者、消費者、食品取扱い業者等の団体の積極的な取組みが欠かせない。次の開催に向けて、幅広い運動の展開を期すこととし、また「食の月間」をもっとよく知ってもらうよう事前の広報活動を充実させること。

5) 当センターの調査によると、一般消費者や生産者、食品取扱い業者等が食品の安全性に関し農林水産省(地方出先機関を含む)に情報を求めることは、極めて少ないようである。国民が気楽に農林水産省を活用できるよう、所在地情報や活動内容の広報、分りやすい情報提供の実施などに努めること。

なお、「消費者の部屋」等の相談窓口の認知度はそれほど高くないため、これらの相談窓口のPRを一層すすめること。